

感染症と診断された場合の手順(出席停止書類の受け取り方)

①感染症と診断を受けた。

※新型コロナウイルス感染症の場合、家庭における抗原定性検査キットで確認された場合も含む。



②学校に診断結果を連絡する。



③「出席停止について」の書類を受け取り、療養する。

【書類を受け取る方法】

- 学校のホームページ（申請書ダウンロード）からダウンロードする。
- 兄弟姉妹を通して、または保護者が来校して受け取る。



④登校許可証明書を持って、登校する。

「インフルエンザ」

「新型コロナウイルス感染症」の場合

出席停止期間を終わったら、保護者が登校許可証明書に記入し、学校に提出する。

他の感染症の場合

医師に登校許可証明書を記入していただけ、学校に提出する。

〈新型コロナウイルス感染症 出席停止期間〉

発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症		症状軽快	→			登校	
発症				症状軽快	→	登校	
発症					症状軽快	→	登校

〈インフルエンザ 出席停止期間〉

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症		解熱	→	→		登校	
発症			解熱	→	→	登校	
発症				解熱	→	→	登校

※発症日・症状軽快日・解熱日を0日目とする。